道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（制動装置）	（制動装置）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2～16　（略）	2～16　（略）
17　平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項の規定（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則（以下「協定規則」という。）第十三H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5・2・22・4・に限る。）に係る部分に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。	17　平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、協定規則第十三H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5・2・22・4・に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。
18～49　（略）	18～49　（略）
50　平成三十三年九月三十日以前に製作された自動車（平成三十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省令第六百四十号）による改正前の細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定に適合するものであればよい。	（新設）
（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）	
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　牽引自動車と指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量三・五トン以下のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、細目告示第九十四条の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十四条の規定に適合するものであればよい。	（新設）
（燃料装置）	（燃料装置）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2～9　（略）	2～9　（略）
10　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第六号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5. 5. 1. に限る。以下第96条において同じ。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5. 5. 1. に限る。以下第96条において同じ。）」と読み替えるものとする。	10　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第六号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5. 5. 1. に限る。以下第96条において同じ。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5. 5. 1. に限る。以下第96条において同じ。）」と読み替えるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）